

軽自動車税(種別割)の減免制度

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、または二輪の小型自動車を毎年4月1日時点で所有されている方に課税します。ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(以下、「手帳等」といいます。)の交付を受けている方は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

身体障害者等減免

手帳等の交付を受けている方が、通勤、通学、通院等、日常生活のために使用する車両について、一定の要件を満たす場合に、軽自動車税(種別割)を減免する制度です。

《対象》-----

手帳等の交付を受けている方のうち、下記の①、②の両方に該当する方

①『車両』が下記のA、Bのいずれかに該当する

A手帳等の交付を受けている方が所有している

B手帳等の交付を受けている方と生計を同じくする方が所有している

②『運転者』が下記のA～Cのいずれかに該当する

A手帳等の交付を受けている

B手帳等の交付を受けている方と生計を同じくしている

C手帳等の交付を受けている方を常時介護している

※世帯内に運転できる人がいない場合は、世帯全員が手帳等の交付を受けている場合に限り、運転者が世帯に属していない方であっても、減免を受けることができます。

《必要書類》-----

☐ 軽自動車税(種別割)減免申請書(身体障害者等用) ※税務課窓口、または市ホームページからダウンロード

☐ 手帳等の写し

☐ 自動車検査証の写し

☐ 運転免許証の写し

☐ 納税義務者の個人番号が確認できる書類 例 マイナンバーカード、個人番号通知書

※運転者が世帯に属していない場合は、別途書類が必要になる場合があるため、事前に税務課にご相談ください。

構造減免

障害がある方が利用するための機能や設備を備えた車両(車いす移動車、身体障害者輸送車、入浴車等)について、軽自動車税(種別割)を減免する制度です。

《対象》-----

障害がある方が利用するための構造を持つ車両の納税義務者

《必要書類》-----

☐ 軽自動車税(種別割)減免申請書(構造減免用) ※税務課窓口、または市ホームページからダウンロード

☐ 自動車検査証の写し

☐ 構造変更の内容を確認できるもの(自動車検査証で確認できる場合は不要)

☐ 納税義務者の個人番号が確認できる書類 例 マイナンバーカード、個人番号通知書

申請期限 5月31日(火)

申請方法 郵送、または持参

令和3年度に軽自動車税(種別割)の減免を受けた車両は、令和4年度も引き続き減免が適用されます。ただし、下記の場合は、改めて申請が必要です。

- ☐ 車両の名義を変更した場合
- ☐ 異なる車両(新規購入を含む)で減免を受ける場合
- ☐ 身体障害者等減免について、運転者や障害がある方の変更がある場合



〒673-1493 加東市社50 総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:市橋亮 ☎43-0397

令和4年度 市税の納期限

	全期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
軽自動車税(種別割)	5月31日(火)								
固定資産税・都市計画税		5月31日(火)	8月1日(月)	9月30日(金)	11月30日(水)				
市民税・県民税 ※普通徴収		6月30日(木)	8月31日(水)	10月31日(月)	12月26日(月)				
国民健康保険税		8月1日(月)	8月31日(水)	9月30日(金)	10月31日(月)	11月30日(水)	12月26日(月)	1月31日(火)	2月28日(火)

※軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月11日(水)にお送りする予定です。

令和5年

市税を納める方法

◎口座振替

口座振替にされると、納期ごとに金融機関等へ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もありません。また、一度手続きされると、翌年以降も継続して自動振替されます。

◎納付書払い

口座振替の手続きをされていない方には、納付書をお送りします。納付書裏面に記載がある下記の①～④のいずれかの場所(方法)で納めることができます。

①金融機関

②コンビニエンスストア

※納付書1枚当たりの納付上限額 30万円

③スマートフォン決済サービス(アプリ)

※納付書1枚当たりの納付上限額 30万円

④加東市役所 会計課(庁舎1階)

※火曜日(祝日を除く。)の17時15分～19時15分は、市民課(庁舎1階)で納めることができます。

市税を納めなかったら...

◎督促状・督促手数料

納期限内に納付がない場合、納期限後20日以内に督促状を発送します。元の税額に加えて、督促状1通につき、100円を督促手数料として納めていただきます。

◎延滞金

納期限を過ぎてから納めると、元の税額に加えて、延滞した期間に応じた延滞金を納めていただきます。

〒673-1493 加東市社50 総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0397

☐ 軽自動車税(種別割)、国民健康保険税について ☎43-0395

☐ 固定資産税・都市計画税について ☎43-0395

☐ 市民税・県民税について ☎43-0396

☐ 納付について ☎43-0398

納期限は5月31日(火) ～ 自動車税(種別割)のお知らせ ～

金融機関等窓口で納める方法に加え、自宅からでも納めることが可能な方法が増えていますので、納期限までにお忘れなく！

※各種納税方法については、兵庫県ホームページをご覧ください。

〒673-1493 加東市社50 総務財政部税務課(庁舎1階) ☎42-9331

